

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第159号及び第175号)により家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に利用者の安全確保等に関する規定が追加されたこと、並びに「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)により民法及び児童福祉法中の子に対する懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い関係府省令の整備が行われたことを受け、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)
 - ア 管理者の利用者に対する懲戒権に関する規定を削る。
- (2) 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第2条関係)
 - ア 安全計画の策定等に関する規定を加える。
 - イ 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に関する規定を加える。
 - ウ 社会福祉施設等と設備及び職員を兼ねることに関する規定を改める。
 - エ 事業者等の利用者に対する懲戒権に関する規定を削る。
 - オ 衛生管理等に関する規定を改める。
- (3) 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第3条関係)
 - ア 安全計画の策定等に関する規定を加える。
 - イ 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に関する規定を加える。
 - ウ 業務継続計画の策定等に関する規定を加える。
 - エ 衛生管理等に関する規定を改める。

第3 施行期日

- (1) 下記以外 令和5年4月1日
- (2) 上記第2(1)及び(2)エ 公布の日

岩見沢市条例第 7 号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の

研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条本文中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。